令和５年度第２回大阪府立万国博覧会記念公園指定管理者評価委員会

議事概要

１．日　時　令和５年11月16日（木曜日）午後３時30分から午後５時10分まで

２．場　所　大阪府日本万国博覧会記念公園事務所　第２応接室

３．出席者　加我委員長、清水委員、伊藤委員、玄野委員、権野委員、田中委員、藤本委員

４．議題

（１）指定管理業務全般の実施状況にかかる中間総括について

（２）今後のスケジュールについて

（３）その他

５．主な議事内容

**（１）指定管理業務全般の実施状況にかかる中間総括について**

事務局）

　中間総括については、募集要項等で定められており、「指定期間中の中間総括」として、「平成35年度（令和５年度）、指定期間前半（平成34年度（令和４年度）末まで）の指定管理業務全般の実施状況について総括し、検証する機会を設けます。検証の結果、改善すべき事項があれば、知事がその履行を指示することがあります。知事の指示に従わないときは、地方自治法及び万博公園条例の定めるところにより、その指定を取り消すことがあります。」とされている。

（事務局より「資料６　指定管理業務全般の実施状況にかかる中間総括について」に基づいて説明。）

**【非公開にかかる議事】**

○指定管理者構成企業の経営状況等にかかる審議

**【公開にかかる議事】**

委員）

　資料６－１□１について、重大な倒木事故が発生した件について、記載されており、これをきっかけとして更に重大な事故を未然に防止できるよう指定管理者と大阪府で連携しながら取り組まれてきたことかと思う。立入規制を行っていた園路・細園路の今の状況について、教えていただきたい。

事務局）

　細園路は一部閉鎖されているところもあるが、園路については全て開放されている。中間総括資料にも記載しているが、この倒木事故を受け、大阪府と指定管理者において共同で月に１度園路を中心に巡視活動を行っている。

委員）

　指定管理者による観光拠点としての取組みについて、レガシーの利活用なども含めて具体的に大阪府の評価を、運動施設の利活用も含めて教えていただきたい。

事務局）

　指定管理者が入っていただき、良くなった点としてはイベントの充実があげられる。人気が高い新規イベントを誘致するとともに、自主事業として花火イベントやコンサートの開催といった行政では実現が難しかったような魅力的なイベントを実施いただいている。

　その一方で当初提案にあったが未実施の内容としては、特に日本庭園の魅力化にかかる部分と考える。中央口から日本庭園までの「ゴールデンルート」の確立に向けた取組みはなされているが、指定管理売店である日本庭園「はす庵」は現在も店舗が閉まっている状態である。また、ワンダーボックスや中央休憩所の改修についても未了である。自主事業としての提案については、実施するかしないかの判断は別途あるかと思うが、日本庭園魅力化については今後改めて議論をしていく必要があると考える。

　運動施設については、指定管理者へ切り替わるタイミングで運営事業者の変更があり、またコロナの影響もあったが、現在は盛り返して運営していただいている。前回お示しした小運動場の利用料金における子ども料金の導入のほか、その他運動施設の利用料金改正について協議の依頼など利用者目線にたった提案を受けており、そういった点において改善されてきていると認識している。

委員）

　日本庭園「はす庵」と中央休憩所の改装については、代替計画を示すこととあるが、提案の内容を少し広くとらえ、改善に向けた取組みが提出されるようにしていただければと思う。

事務局）

　日本庭園「はす庵」については、指定管理売店のため、営業を再開していただく義務があるものになる。一方で中央休憩所やワンダーボックスについては、自主事業として提案があったものとなるため、そのとおりでなければならないという絶対的な義務ではないが、提案時の評価項目であり選定にかかる部分のため、仮に当初の提案どおりにできないのであれば、どのようにかたちを変えてどうやって魅力化をしていくかが重要になると考える。

委員）

　公園エリアの賑わいづくり、観光拠点化に向けた方策として当初の提案を実施するように、また別の計画となるようであれば代替計画を提出してもらうことになろうかと思う。

委員）

　園内施設やパビリオンを拝見して思うところとして、レガシーなどの魅力を発信することが物足りないと感じる。1970年万博当時の公園の意義などについても、もっと利用者に届くように、魅力の発信について心掛けていただきたい。

委員）

　魅力の発信については、中間総括資料６－１全体の評価へ追加していただけたらと思う。

事務局）

　パビリオンの管理運営については、指定管理者に意欲的に取り組んでいただいており、広報については大阪府としても引き続き指定管理者と協力しながら進めていきたい。

　中間総括資料６－１中間総括大阪府評価の記載内容について検討する。

委員）

　資料６－１中間総括大阪府評価のところで、「収支計画書が定められた期間までに提出されなかった」「補修・修繕の執行に係る所要の協議が十分でなかった」ことについて、手続き的な瑕疵とされているが、軽微な瑕疵であるかのように聞こえる。もっと重大な問題であると認識している。

事務局）

　表現については、改めて検討する。

　補修・修繕について補足すると、昨年度最終的に定められた額の執行はなされたが、その過程において必要な手続きが十分でなかったため、評価として記載している。具体的には、100万円を超える補修・修繕については、大阪府と協議を経たうえで優先順位を決める必要があるが、その協議がなされないまま執行されていたというもの。

委員）

　収支計画書が定められた期間までに提出されていなかったこと、補修・修繕の執行に係る所要の協議が十分でなかったことについては事実かと思うので、公の施設の指定管理者であることを改めて認識していただき、適正な管理運営に努めていただく必要があると考える。記載の表現については、検討いただきたい。

委員）

　観光やインバウンドが重要だと理解しているが、万博公園におけるスポーツ施設の役割は地域や地域住民にとって非常に大きいと思うので、改めて注力いただきたい。また、その内容について見えるかたちで報告されるよう、以後取り組まれたい。

委員）

　運動施設の取組みについては、□３「快適性、サービス向上に関する取組み適切に実施されたか」の箇所もしくは資料６－１の全体のところへ記載できる内容かと思うので、検討いただきたい。

委員）

　指定管理者としてよくやっていただいいると思っている。中間総括としては、資料６－２□５について、指定管理者の自己評価が「Ａ」、大阪府評価が「Ｃ」となっているが、この認識の齟齬については大阪府と指定管理者においてしっかりとした議論を行っていただき、評価委員会へも報告していただければ、我々も指摘・提言がしやすいと思っている。

　また、アンケートについては毎回議論になる部分であるが、その結果を受けてどう業務改善がなされたかについて、今後の５年間で何等かの形でお示しいただければと思う。

委員）

　資料６－１中間総括評価委員会の指摘・提言において、「多様化する住民ニーズに効率的に対応するため、民間事業者が保有するノウハウを活用という指定管理者制度の趣旨・目的に沿った管理運営に引き続き尽力されたい。」とあるが、その趣旨・目的というのは、多様化する住民だけがターゲットだったのか。外部の利用者や観光客を対象とした来訪者という表現ではなかったのか。

事務局）

　現状記載の文言については、指定管理者制度が導入されたときに総務省より発出された文書から引用したものとなる。ご指摘のとおり、万博公園は地域住民のみならず、インバウンドを含めた幅広な来園者を対象とした公園でもあるので、それを踏まえた記載内容を検討する。

委員）

　各委員よりいただいた意見をもとに、中間総括として改めて整理をさせていただき、事務局と私の方でもう一度内容を確認し、場合によっては委員の皆さまへご確認いただく機会を設けさせていただくこともあろうかと思うが、取りまとめをさせていただく。

**（２）今後のスケジュールについて**

（事務局より「資料７　今後のスケジュールについて」に基づいて説明。）

委員）

　令和５年度の評価について、これから作業を進めさせていただく。次回は第３回評価委員会として、２月から３月に集まっていただき、その際に本日の報告をさせていただき、令和５年度以降にもつなげていきたいと考える。

　これで本日予定していた議事は以上となる。本日の議事を全て終了する。

以上